

東京都北区インスタグラム公式アカウント運用等  
業務委託に関するプロポーザル公募要項（実施説明書）

令和7年3月

東京都北区

## 第1 業務の概要

---

### 1 件名

東京都北区インスタグラム公式アカウント運用等業務委託

### 2 業務目的

北区は今後 10 年で主要駅周辺を中心に大規模な地域開発が本格化し、まちの外観は様変わりしていく。そのような中で、単に情報発信を行なうのではなく、北区ならではの個性や魅力を知っていただき、多様な人々の目的、ライフスタイルに応じて選んでいただけるまちになる必要があるとの考えから、令和 6 年 4 月にシティブランディング戦略課を新設した。現在、北区が内包する本質的な魅力やユニークな価値をいま一度検証するとともに、この先どのような地域としてありたいのかという将来像を示し、この実現に向けた取り組みの方針を示す、「北区シティブランディング戦略ビジョン」（以下、「ビジョン」という。）の策定に向け本格始動した。今後は令和 7 年 8 月頃に完成予定であるこの「ビジョン」をもとに北区のさらなる認知度向上と北区に対する理解や愛着の醸成を推進し、関係人口（北区のファン）の獲得を目指していく。

本件委託では、上記のビジョンに沿って、東京都北区の情報に触れる機会の少ない若年層に向けて、区の魅力等を効果的に発信し、認知度向上とファンを増やすことにつなげるために、東京都北区インスタグラム公式アカウントの運用等を委託する。

### 3 業務内容

- (1) 委託仕様 別紙 1 のとおり
- (2) 委託期間 契約確定日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- (3) 予定価格 8,000,000 円（税込）
  - ※上記予定価格の範囲内で提案すること。
  - ※最低制限価格は設定しない。
  - ※予定価格は、令和 7 年度予算議決をもって金額決定とする。

## 第2 公募型プロポーザル参加者に要求される資格等

プロポーザルの参加資格は、参加表明書の提出期限である令和7年4月1日現在において、以下の要件を全て満たしているものとする。

- 1 対象業務における北区での競争入札参加資格を有していること。
- 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- 3 東京都北区競争入札参加資格有資格者指名停止基準（14 北総契第360号 平成15年3月28日区長決裁）による指名停止期間中でないこと。
- 4 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、北区が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。）にない者であること。
- 5 令和2年度以降に自治体又は企業のインスタグラム運用支援業務の受託実績を有すること。
- 6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団若しくはその構成員又は、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下になく、事実上の運営に影響が及んでいないこと。  
（暴力団の利益となる活動を行うことを含む。）
- 7 プロポーザル参加者が契約締結までの間に上記1から6までに規定する参加資格を有しなくなった場合又は提出された書類の記載事項が虚偽であることが判明した場合は、その時点で失格とする。

### 第3 募集から契約交渉順位決定までのスケジュール（予定）

---

令和7年 3月19日（水）	プロポーザル公告／北区ホームページ掲載 参加表明書の受付開始
令和7年 3月24日（月）	プロポーザルに関する質問の受付開始 プロポーザルに関する質問の受付締切
令和7年 3月27日（木）	質問に対する回答期限
令和7年 4月 1日（火）正午	参加表明書提出期限
令和7年 4月18日（金）正午	提案書提出期限
令和7年 5月 上旬	第一次審査結果通知
令和7年 5月 中・下旬	第二次審査（プレゼンテーション）実施
令和7年 5月 下旬	第二次審査結果通知（交渉順位決定）

### 第4 提案書の審査基準及び審査方法

---

1 審査基準：別紙2のとおり

2 審査方法：審査委員会による二段階審査方式

(1) 第一次審査

提案書等の提出書類を審査し、上位3社程度を選定する。

(2) 第二次審査

提案書等（パワーポイント、プロジェクター等の使用可）に基づき1事業者当たり15分以内でプレゼンテーションを行い、その後、選定委員から15分程度のヒアリングを行う。なお、本業務を担当する実施体制表に記載の統括責任者及び業務責任者を含む3名以内の出席とし、プレゼンテーション及び質疑応答については、本件を主に担当する業務責任者が実施するものとする。業務責任者とは統括責任者の下で本業務を担当し、中心となって企画・進行・資料作成・連絡調整等を行う者のことをいう。審査内容については公表しない。

### 第5 プロポーザル実施説明書の公表・配布

---

1 公表期間

令和7年3月19日（水）から

2 公表方法

(1) 北区ホームページ

(2) 入札室前掲示板（北区役所第二庁舎3階）（4月1日（火）正午まで）

### 3 配布方法

北区ホームページからダウンロードすること。

## 第6 プロポーザル参加手続きに関する事項

---

### 1 公募要項（実施説明書）及び仕様書その他プロポーザルに係る質問

#### (1) 受付期間

令和7年3月19日（水）から令和7年3月24日（月）まで

#### (2) 質問方法

- ・専用フォームの各設問に沿って、質問内容を入力してください。
- ・質問書を提出する場合には、PDF形式とし、ファイル名を「（事業者名）\_質問書」とすること。

#### (3) 回答方法

令和7年3月27日（木）までに北区ホームページに掲載する。

なお、回答に当たっては、質問をした者の会社名等は伏せて行うこととする。

### 2 プロポーザル参加表明に関する事項

#### (1) 提出書類

- ① 参加表明書（様式1）
- ② 事業者概要（様式2）
- ③ 会社の概要が分かるパンフレット等
- ④ 「東京電子自治体共同運営サービスの競争入札参加資格審査受付票」の写し（裏面印鑑証明部分も含む）

#### (2) 受付期間

令和7年3月19日（水）から令和7年4月1日（火）正午まで

#### (3) 提出方法

①、②はPDF形式とし、①～④をZIPファイルに取りまとめのうえ提出期間内に専用フォームより提出してください。

### 3 提案書の提出に関する事項

#### (1) 提出書類

- ① 提案書等の提出について（様式3）
- ② 実績調書（様式4）

- ③ 実施体制表（様式5）
- ④ 価格提案書（様式6） ※見積書の内訳については、本業務の合計額についての税抜額及び消費税額を別々に記載し、それらの合計を税込額で明記すること。
- ⑤ 企画提案書（様式7）  
※提案書の提出者が特定できるような記載は行わないこと。

(2) 提出期限

令和7年4月18日（金）正午まで

(3) 提出方法

データはPDF形式とし、ZIPファイルに取りまとめるうえ提出期間内に専用フォームより提出してください。

4 上記1～3の提出方法

1 質問の提出

<https://logoform.jp/form/VNHo/964554>



2 参加表明書の提出

<https://logoform.jp/form/VNHo/964565>



3 企画提案書の提出

<https://logoform.jp/form/VNHo/964571>



## 第7 審査結果の通知（予定）

---

### 1 第一次審査

提案書等の提出のあったものに対して、令和7年5月上旬に書面により審査結果を通知する。

### 2 第二次審査

審査委員会で決定した契約交渉順位第1位及び第2位の者に対して、令和7年5月下旬に書面により通知する。

3 上記2の契約交渉順位第2位までに入らなかったものに対して、理由を付し、令和7年5月下旬に書面により通知する。

4 上記3の通知を受けた者は、通知した日の翌日から起算して7日（東京都北区の休日を定める条例（平成元年3月東京都北区条例第1号）第1条に規定する区の休日（以下「休日」という。）を除く。）以内に、書面により所管課長に対して説明を求めることができる。

5 所管課長は、上記4に基づく説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（休日を除く。）以内に、書面により回答する。

6 上記5の回答を受理した者は、その回答に不服がある場合は、回答を受理した翌日から起算して10日（休日を除く。）以内に、区長に対して不服を申し立てることができる。

## 第8 受託候補者の公表

---

審査の透明性を図るため、本公募の応募状況、受託候補者等については、審査終了後、北区ホームページで公表する。

## 第9 その他の留意事項

---

### 1 無効となる参加表明書又は企画提案書等

参加表明書又は企画提案書等が次の条件の一つに該当する場合には無効とする場合がある。なお、無効となった時点でプロポーザルの参加者を失格とし指名停止措置を行うことがある。

- (1) 提出方法、提出場所及び提出期間に適合しないもの
  - (2) 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
  - (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
  - (4) 虚偽の内容が記載されているもの
  - (5) 審査結果に影響を与える工作等、不正な行為が行われたもの
- 2 参加表明書及び企画提案書等の作成及び提出に伴った費用の全ては、参加表明書及び企画提案書等提出者の負担とする。
  - 3 参加資格条件等を確認するため、必要に応じて資料の提出を求める場合がある。
  - 4 提出期間以降における参加表明書又は企画提案書等の差替え及び再提出は認めない。
  - 5 提出された参加表明書及び提案書等は、審査を行うにあたり、必要な範囲において、複製を作成することがある。
  - 6 提出された参加表明書及び企画提案書等は返却しない。なお、提出された参加表明書及び提案書等は、本業務委託候補者の選定以外に提出者に無断で使用しない。
  - 7 参加表明書の提出後、応募の辞退をする場合は、プロポーザル参加辞退届（様式8）を提出すること。
  - 8 本区からの事務連絡は原則、電子メールを使用する。なお、電子メール等の通信事故については、北区はいかなる責任も負わない。
  - 9 個人情報等に関する取り扱いについては、別紙3によるものとする。
  - 10 この要項に定めるもののほか、必要な事項については、審査委員会が定める。

## 第10 問い合わせ先

---

〒114-8508 北区王子本町1-15-22

政策経営部シティブランディング戦略課（北区役所第一庁舎3階1番）

担当：佐野・大川

電話：03-3908-1364（直通） FAX：03-3905-3422

E-mail：citypr-ka@city.kita.lg.jp